

令和8年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁R8－①)

施策名	復興支援に係る施策の推進				担当部署名	厚生労働班 被災者支援・備置加速班 加速化交付金・国土交通班			作成責任者名	参事官 西澤 栄晃 参事官 野本 英伸 参事官 中村 武史
施策の概要	被災者支援総合交付金については、復興の進展に伴い、災害公営住宅等のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化しており、被災者の生活再建ステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。 復興特区支援利子補給金については、被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進				
達成すべき目標	被災者支援総合交付金については、一つの事業計画の下で、被災自治体等における取組を一体的に支援することにより、各被災自治体等において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施する。 復興特区支援利子補給金については、対象事業の実施により、雇用機会の創出等を図ることを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)第44条 「復興特別区域基本方針」(令和8年4月3日閣議決定(改定)) 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定(改定)) 平成27年1月総合対策(50の対策)及び平成27年7月総理指示に従い、総合交付金として拡充			政策評価実施予定時期	令和9年8月
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			目標年度	令和12年度	6年度	7年度	8年度			
1 具体的な支援が必要なくなった見守り等の支援対象世帯数(世帯)	48,000世帯	令和8年度	55,000世帯	令和12年度	41,000世帯	43,000世帯	48,000世帯	・被災者見守り・相談支援事業は、被災者の自立した日常生活を支援するものであることから、「具体的な支援が必要なくなった世帯数(累計)」を測定指標として設定した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、見守り世帯数の過去6年平均減少率が91.3%であることを踏まえ、設定をした。 ・令和12年度の目標値についても、同様である。		
					41,462世帯	46,628世帯	—			
2 子育てイベントの参加人数(人)	700人	令和8年度	500人	令和12年度	4,800人	2,600人	700人	・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業は、被災地におけるこどもたちの遊び場の確保などの様々な事業を支援するものであり、その中から定量的に測定可能で、代表的な測定指標として「子育てイベントの参加人数」を設定した。 ・令和8年度の目標値は令和7年度の実績を元に算出。令和12年度の目標値としては事業全体の開催数として連続傾向であることから事業内容について継続が見込まれるものを精査し算出した。		
					3,785人	703人	—			
3 地域と学校が連携・協働した学習支援の取組数(件)	244件	令和8年度	204件	令和12年度	—	264件	244件	・子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業は、被災地の子供たちへの学習支援、震災の風化防止や復興に関わる学びを通じて、地域コミュニティの復興促進を支援し、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決していく体制を整備することが目的であるため、測定指標を「地域と学校が連携・協働した学習支援の取組数」とした。最終的には本事業を活用せず、取組を継続していくことが重要であるため、数値は必ずしも増加するものではない。 ・令和8年度の目標値は令和8年度以降は福島県のみで実施する事業であることを踏まえ20取組分減らして設定。令和12年度の目標値については、既存の補助事業への移行を促すため、毎年10取組ずつ減少する想定で算出した。		
					262件	272件	—			
4 被災者が主体となっている取組の割合(%)	95.0%	令和8年度	95.0%	令和12年度	90.0%	90.0%	95.0%	・被災者支援総合事業は主に、被災者の生きがいづくりを支援し、被災者自身が主体的・継続的に活動する機会を創出することを目的とするものであることから、測定指標として「被災者が主体となっている取組の割合」を設定した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、令和8年度以降は福島県内のみで実施する事業であることから、令和7年度の実績値のうち福島県内の自治体における「被災者が主体となっている取組の割合」が約94%であることを踏まえ設定した。 ・令和12年度の目標値については、令和8年度の目標値を維持するものとして算出した。		
					85.7%	89.9%	—			
5 復興特区支援利子補給金の支援対象事業における新規雇用者数(累計)	9,982人	令和8年度	10,430人	令和12年度	9,710人	10,041人	9,982人	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、その測定指標として対象事業者の新規雇用者数(累計)を採用した。 ・令和8年度の目標値(基準値)については、令和7年度の実績値に令和3年度から令和7年度までの福島県沿岸部のみの増加率の平均を乗算して算出した。 ・令和12年度の目標値については、令和7年度の実績値に令和8年度の目標値から令和7年度の実績値の差分を5回分加算して算出した。		
					9,816人	9,870人	—			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和8年 行政事業レビュー 予算事業ID
	5年度	6年度	7年度	8年度			
(1) 被災者見守り・相談支援事業 (平成27年度)	102.01億円 (74.75億円)	77.58億円 (67.29億円)	76.99億円 (65.37億円)	55.32億円	1	被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築するため、市町村等が実施主体となって、①生活支援相談員の配置等を通じて、見守り・相談支援など日常生活上の生活支援、住民相互の交流機会の提供、②被災者支援を行う関係団体間の活動内容等を調整するための「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催、③被災者支援技法に関する研修や被災者支援に従事する者の活動のバックアップなどを行うために必要な費用を交付する。	019805
(2) 被災した子どもの健康・生活対策 等総合支援事業 (平成26年度)					2	様々な形で東日本大震災による被災の影響を受けている子どもたちが抱える課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会づくりの推進を図るため、被災した子どもの健康・生活面等における支援の強化に必要な施策を総合的に実施するために要する費用を交付する。	018657
子供への学習支援によるコミュニ ティ復興支援事業 (3) (被災者支援総合交付金の1メ ニューとなったのは平成29年度か ら)					3	東日本大震災の被災地の子供たちの学習環境の好転や地域コミュニティの復興促進を図るため、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域の方々の参画を得た上で、放課後子供教室等の学習支援活動等を行う自治体等に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	019811
(4) 被災者支援総合事業 (平成28年度)					4	被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図るため、住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者支援にかかるメニューを統合したうえで、自治体や支援団体に対し、事業実施に必要な経費を交付する。	019800 019799 019797 019798 019796 019795
福島県の子供たちを対象とする自 然体験・交流活動事業 (平成26年度)					-	福島県の子供の心身の健康の保持を図るため、福島県内の子供を対象として自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を実施する県内の学校や社会教育団体等に対し、事業実施に必要な経費(宿泊費、交通費、活動費)を交付する。	019809
(6) 被災者の心のケア支援事業 (平成25年度)	4.94億円 (3.57億円)	3.99億円 (2.77億円)	3.22億円 (2.60億円)	2.75億円	-	東日本大震災における被災地において、精神保健医療行政機能及び精神医療サービス機能を補完する支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図るために必要な経費を交付する。	019815
(7) 復興特区支援利子補給金 (平成23年度)					5	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、指定金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。(融資実行後5年間、利子補給率0.7%以内)	000496
施策の予算額・執行額	106.95億円 (78.32億円)	81.57億円 (70.06億円)	80.21億円 (67.97億円)	58.07億円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「復興特別区域基本方針」(令和8年4月3日閣議決定(改定)) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和7年6月20日閣議決定(改定))	